

也、恐々謹言、

七月元○康永十七日

慶俊判

三村藏人大夫殿

〔康正二年造内裏段錢并國役引付〕合略○中

五貫文 南都東北院内領越前國木田庄○中略

九貫文略○中

鴨御社領越前國津庄段錢○

〔越前國名蹟考足羽郡〕福井庄十村

福井、富久居、當社莊北之故、此謂曰北莊足羽社記、素良按するに、昔は北庄と稱す、寛永元年甲子七月十

九日、宰相忠昌公御入部の砌より、福井と改らる、福井はもと足羽神殿にまします所、五座の神の

其一座にして、古訓はサクキ、祝詞式などには榮井サキとも書きたり、然れども俗間にて訓みやすき

に従ひフクキと唱ふ、今御本城天守臺の上に、福井と云名水あり、是則神名に據て名付るなるべ

し、此井の在所、御本丸となるより、地名も福井と改められし事ならむ、

〔當宮緣事抄〕左辨官下 石清水八幡宮并宿院極樂寺

應永停止宮寺并極樂寺庄園領家預所下司公文等、或號有先祖讓狀、或稱相傳文書、致異論、企掠

領、兼又有由緒、雖令傳領、子孫斷絶處々付本所事、

宮寺領略○中 越前國 道田保 近來相傳越前國○中

保元三年十二月三日

大史小槻宿禰在判下略○

〔吾妻鏡〕文治六年四月十九日壬寅、造大神宮役夫工米、地頭未濟事、頻有職事奉書神宮使、又參訴之間、可致不日沙汰之旨、下知給、於有子細所々者、今日令注進京都給、因州并盛時、俊兼等奉行之、其狀云、

内宮役夫大工作料未濟成敗所々事略○中